

業 務 仕 様 書

1 件名

I F C A A 2 0 2 6 N A G O Y A 運營業務委託

2 委託者

I F C A A 2 0 2 6 N A G O Y A 実行委員会 委員長

3 業務趣旨

令和 8 年 5 月 27 日(水)～29 日(金)、名古屋市で開催する「I F C A A 2 0 2 6 N A G O Y A」は、全国 720 消防本部の消防長及びアジア 19 カ国 3 地域の消防幹部を招き(参加者数想定: 国内 500 名程度、海外 100 名程度)、アジア消防長協会総会、全国消防長会総会、国際消防防災展等を開催し、日本を中心とするアジア地域における消防の全般的発展を図ることを目的とした国際会議。本業務では、各会議運営等を効率的かつ円滑に実施するとともに、I F C A A 2 0 2 6 N A G O Y A を通じて、アジア地域とのつながりを深め、名古屋市の魅力を国内外にプロモーションするための業務。

<参加国(19 か国と 3 地域)>

オーストラリア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、グアム、香港、インド、インドネシア、イスラエル、イラン、大韓民国、クウェート、マレーシア、モンゴル、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、台湾、日本

4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで

5 履行場所

- (1) A N A クラウンプラザホテルグランコート名古屋
- (2) 御園座
- (3) ヒルトン名古屋
- (4) その他関連する施設等

6 委託業務内容

- (1) 実施計画書等の作成

ア 全体実施計画書

別表「I F C A A 2 0 2 6 N A G O Y A 会議等日程」に沿い全体の行程表を作成すること。

イ 輸送宿泊対応実施計画書

ウ 会議運営実施計画書

エ エクスカーション実施計画書

オ 国際消防・防災展実施計画書

カ 各業務運営マニュアル

(2) 実施計画書等に基づく開催準備

ア 「IFCAA 2026 NAGOYA」専用ホームページの作成及び運営管理

(ア) 各会議出席者等（海外からの参加者を含む）が参加申込みできるもの。

(イ) 国際消防・防災展に係る出展案内及び広報を含み、かつ、出展のWEB申込みができるもの。

イ 各会議参加者等及び国際消防・防災展出展企業の帳簿作成を含む、入出金管理等

ウ 各種許認可申請関係書類の作成及び提出

エ 委託者及び関係先との連絡調整

オ 各会議参加者向けの開催案内（アナウンス）日本語版及び英語版作成（令和7年11月発出予定）

カ 各会議参加者等の事前登録及び名簿作成

キ 国際消防・防災展の企画・準備及び出展企業の募集、取りまとめ並びに契約書類の作成

ク 各種印刷物（プログラム等）の作成

プログラム等の作成は、委託者と協議のうえレイアウトを考案し、それぞれ1,000作成すること（下記プログラム等を1冊に取りまとめることも可能）。

(ア) 会議プログラム

A4判冊子、カラー印刷、日本語版及び英語版の併記20ページ程度

(イ) 国際消防・防災展ガイドブック

a A4判冊子、カラー印刷、日本語版及び英語版の併記20ページ程度

b 出展業者及び委託者の提供データ等を掲載すること。

c 会場案内図、出展者紹介を掲載すること。

d 専用ホームページ上に掲載すること。

(ウ) 消防職員意見発表会の英訳冊子

a 1名あたり1,500文字程度、発表者10名分

b A4判冊子、白黒印刷

c 日本語原稿の支給時期は4月末を予定

d 日本語原稿を英語へ翻訳すること（ネイティブチェック含む。）。

e 事前に必要数を印刷し海外参加者に配布すること

ケ 海外参加者用・国内参加者用等に区分した記念品等の作成

(ア) コンgressバッグ

委託者と協議のうえ、デザインを考案し、1,000個作成すること。

なお、令和8年5月12日までに委託者が指定する場所に納品すること。

(イ) 記念品

以下a～cの記念品を作成し、令和8年5月12日までに委託者が指定する場所に納品すること。

なお、数量は現時点の予定上限であるため、作成前に委託者に数量確認を行うこと。

a 税抜単価1,000円程度のもの 1,000個（国内参加者用）

b 税抜単価8,000円程度のもの 100個（海外参加者用）

c 税抜単価5,000円程度のもの 20個（意見発表会発表者、各国消防事情発表者用）

コ その他企画・準備・運営業務を進める上で必要となる事項

(3) 実施計画書等に基づく事業運営

ア 輸送宿泊対応

(ア) 海外参加者の開催期間中の中部国際空港、会場、宿泊施設間の効率的な輸送を行うこと。

- (イ) 開催案内（アナウンス）にて中部国際空港発着時刻等の送迎予定を示すこと。
 - (ウ) 中部国際空港において、令和8年5月26日、27日に到着する海外参加者に対し、質問等に対応できる措置を講じること。
 - (エ) 事前 WEB 参加申込情報及び VISA 発行時情報に基づき海外参加者の空港到着時間を確認し、随時委託者に情報提供すること。
 - (オ) 委託者が定める参加費を海外参加者から事前に徴収すること。
 - (カ) 海外参加者の宿泊施設は、委託者が確保する。
 - (キ) 国内参加者の宿泊施設は、名古屋市内の主たる宿泊施設のうち、安価で公共交通機関の利便性を考慮した宿泊施設を選択できるよう、宿泊予約の案内を行うこと。
 - (ク) 参加者の食事を以下のとおり提供すること。
 - 5月27日（水）昼食 エクスカーション内で提供（弁当不可）
 - 5月27日（水）夕食 宿泊施設内レストラン（ミールクーポン配付：意見交換会不参加者）
 - 5月28日（木）昼食 会議会場内で弁当提供
 - 5月28日（木）昼食 エクスカーション内で提供（弁当不可）
 - 5月28日（木）夕食 宿泊施設内レストラン（ミールクーポン配付：意見交換会不参加者）
 - 5月29日（金）昼食 会議会場内で弁当提供
- ※意見交換会不参加者に配布するミールクーポンは委託者が確保する。
- (ケ) 提供する食事は、地元食材の使用や「なごやめし」のPRに努めるとともに、宗教上の配慮が必要な食材及びアレルギー食材等については、日本語版及び英語版の併記で事前に明示すること。

イ 会議運営

- (ア) 通訳者は、過去に行政の主催する国際会議、イベント又は参加人数 500 名程度以上の国際会議において通訳を経験したことがある者（英語⇄日本語）とし、各会議における通訳者の応対品質等の基準については、経験対象の内容、選定基準を委託者に明示したうえで委託者と別途調整すること。
- (イ) 同時通訳の際は、受信用レシーバー及びその他必要機材を必要数用意するとともに、通訳者の人数は同時通訳を行うにあたって支障のない人数とすること。なお、会場における同時通訳及び逐次通訳の必要な会議等は次のとおりとする（会議等詳細については別表参照）。
 - a 同時通訳（話し手の言葉に合せてリアルタイムに翻訳するもの）
 - 5月28日 合同開会式、消防職員意見発表会、呈茶会
 - 5月29日 IFCAA総会、各国消防事情発表、合同閉会式
 - b 逐次通訳（話し手が一定の発言の後、通訳者がその内容を翻訳するもの）
 - 5月27日 意見交換会
 - 5月28日 合同意見交換会
 - 5月29日 国際消防・防災展視察、合同記者会見
- (ウ) 各会議等の部屋割り及びレイアウトは、委託者から別途通知するものとする。
- (エ) 各会議における吊り看板等必要な装飾については、委託者から別途通知するものとする。
- (オ) 委託者が会議会場に直接依頼する機材の内容を調整したうえで、当日の会議に必要な機材を用意し、設定すること。

- (カ) 各会議の主要部分は、写真・動画により記録し、委託者が再生可能な形式で納品すること。
- (キ) 会議会場等に、英語及び日本語により必要な案内看板（サインポール）等を設置すること。
- (ク) 事務局の控室には、パソコン（インターネット接続可能）及びカラープリンター（A3印刷可能）・コピー（高速コピー可能）機能を備えた複合機器を受託者が設置すること。

なお、インク及び用紙の必要数を受託者が用意すること。

- (ケ) 合同開会式の冒頭でイントロダクション映像を円滑に上映すること。
- (コ) 受付は、来賓、海外参加者、国内参加者及び関係団体等に区分し、委託者が受付すること。
- (サ) 受付時に参加者へ渡すものは、コンGRESバッグ、名札、会議プログラム及び国際消防・防災展ガイドブックとし、バッグの中には会議資料の他、参加者に合わせた記念品を同封すること。
- (シ) 名札は、事前登録されたデータ及び委託者が提供したデータにより事前に必要事項を印刷した首掛けストラップタイプとし、以下 a, b の内容を含む、視認性が高いデザインとすること。
 - a 海外参加者の名札は、表面に「国名又は地域名」、「役職又は階級」、「氏名」、「IFCAA 役職」を英語表記にするとともに、国旗等を台紙に印刷すること。
 - b 国内参加者の名札は、表面に「消防本部名」、「役職又は階級」、「氏名」を日英併記で表記し、「国名」のみ英語表記とし、日本の国旗を台紙に印刷するよう計画すること。
- (ス) 合同意見交換会（5月28日）における催し物等を企画し、その手配を行うこと。
- (セ) 各会議等における音響・照明等の操作は、委託者の指示のもと受託者が行うこと。
- (ソ) 受託者は、当日の運営に必要な人員を手配すること。
- (タ) 各会場の設営・管理・撤去等は委託者または施設管理者の指定する時間内に行うこと。

ウ エクスカーション

- (ア) エクスカーションとして、海外 IFCAA 理事・会員とその随行者及び同伴者を対象とした視察等を企画すること。企画内容の一部は、委託者と協議の上、消防防災に関連した内容を盛り込むこと（複数のコースから選択制も可）。
- (イ) エクスカーションに係る視察場所の案内及び輸送並びに昼食等の手配、添乗計画を作成し、委託者の了解を得たうえで、実施すること。
- (ウ) 5月28日15時45分から17時00分に御園座で行う呈茶会を海外参加者対象に実施すること。
- (エ) バス輸送する場合、すべてのバスに通訳案内士及び添乗員を各1名乗車させること。

エ 国際消防・防災展

- (ア) 国際消防・防災展の設営・管理・撤去等を会場の汚損等に配慮し行うこと。
- (イ) 受託者は、出展企業からの出展料を徴収し管理すること。徴収した出展料は、国際消防・防災展開催1週間後までに委託者が指定する口座に振り込むこと。
- (ウ) 受託者は、国際消防・防災展ガイドブックの作成にあたり有料広告の申込みがあった場合、広告掲載料を徴収し管理すること。徴収した広告掲載料は、国際消防・防災展開催1週間後までに委託者が指定する口座に振り込むこと。
- (エ) 受託者は、出展企業からのその他料金（電気使用料等）を徴収し管理すること。また、徴収したその他料金は、国際消防・防災展開催2か月後までに委託者が指定する口座に振り込むこと。

- (d) 受託者は、出展企業の申込みにあたり、委託者の利益が最大限になるよう調整するとともに、出展企業の申込みどおりの施工を完遂すること。
- (e) 受託者は、主に海外参加者に係る対応に必要な人員及び機材を提供し、管理すること。
- (f) 会場借上費及び会場付属の備品類借上げにかかる費用は委託者が受託者を介さず直接支払うこととし、その他費用に関しては受託者が支払うこととする（その他委託者が直接支払いを行う費用がある場合は、別途通知する。）。

オ 記録

- (g) 受託者は、「IFCAA 2026 NAGOYA」の様子を静止画で記録し、DVD形式で「IFCAA 2026 NAGOYA」開催2カ月後までに委託者に納品すること。
- (h) 受託者は、実施結果報告書（A4版冊子、カラー、日英併記30ページ程度、PDFファイル）を作成し、データを「IFCAA 2026 NAGOYA」開催2カ月後までに委託者に納品すること。

7 履行期間内の提出物等

- (1) 受託者は、各提出物の提出時期を明記した全体実施計画を契約締結後21日以内に委託者に提出すること。
- (2) 受託者は次に掲げる成果物を、全体実施計画に明記した提出時期までに紙媒体及び電子媒体それぞれ1部ずつ提出すること。

※各成果物等に修正の必要が生じた場合、速やかに修正し、再度提出すること。

- ア 輸送宿泊対応実施計画書
- イ 会議運営実施計画書
- ウ エクスカーション実施計画書
- エ 国際消防・防災展実施計画書
- オ 各業務運営マニュアル
- カ 各種会議参加者向けの開催案内日本語版
- キ 各種会議参加者向けの開催案内英語版

8 IFCAA 2026 NAGOYA 事業運営業務に係る留意事項

- (1) 業務を統括する正副各1名以上の現場責任者を配置し、遅滞なく委託者に報告すること。委託者は、当該現場責任者を通して業務に関する必要な指示を行うものとする。
また、各業務の管理体制について、委託者に明示すること。
- (2) 業務を進めるにあたっては、必要な資料及び関連・周辺イベントの情報収集並びに実施例の調査等を実施すること。
- (3) 国際会議における会議運営、式典、社交行事、文化的配慮、事前登録・当日受付、インフォメーション、エクスカーション、接遇等のノウハウを最大限に生かした企画運営を行うこと。
- (4) 受託者は、原則、隔週による定例業務進捗報告会議等を行い、会議終了後5営業日以内に議事録を委託者へ提出し確認を得ること。

9 契約に関する留意事項

- (1) 受託者は、実施内容を委託者と十分に協議したうえで、実施計画書等に基づき運営業務（事前

準備、撤収作業、記録等を含む)を行うものとする。

「運營業務を行う」とは、委託者と連携し、運営・救護要員の適切な配置・管理、緊急時の対応など「IFCAA 2026 NAGOYA」の運営を総括することを意味する。

- (2) 変更契約を締結する場合を除き、受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費はすべて契約金額に含まれるものとし、委託者は、契約金額以外の費用負担をしないものとする。
- (3) 業務上必要なデータを格納する機器に係る費用は、受託者の負担とするとともに、個人情報漏洩しないよう、厳重なプログラム設定を行うこと。登録された名簿等は、マイクロソフトエクセル形式に変換し、委託者へ逐次最新のデータを提供すること。
なお、受託者が管理する個人情報の取扱いに関する責任については受託者が負うこととする。
- (4) 会場の原状復旧は、施設管理者と協議の上、原則として受託者が行うこと。また、会場等で発生したゴミは、分別の上収集し、受託者の責任で処分すること。
- (5) 大規模事故や気象警報発表時など、委託者の判断により、イベントの一部または全部を実施しない場合がある。その際は、双方協議のうえ、出来高に基づいて支払額を決めるものとする。
- (6) 本業務仕様書の事業すべての実施を約束するものではない。緊急事態宣言等の発令、ないし、これに類する事態・災害等の発生や地方公共団体及びその関連団体並びに実施会場等の関係主体との調整等により、また、委託者の財政状況により内容の一部が変更になる可能性がある。
- (7) 本業務仕様書は、業務委託条件の概要を示すものであり、ここに記載のない事項であっても委託業務に付随して必要と認められるものについては、委託料の範囲で実施すること。
- (8) 追加費用が発生する業務を行う必要があるときは、委託者に事前に連絡し、承諾を得ること。事前に連絡ができない場合、または委託者の承諾が得られない場合は、委託者は当該費用を負担しないものとする。

10 個人情報の保護及び守秘義務の確認

- (1) 本件委託業務の実施によって知り得た個人情報及び委託者の保持する一般に公開されていない秘密事項（以下、「秘密事項」という）を外部へ漏らし、他の目的に使用してはならない。
- (2) 受託者は、本件委託業務を実施するにあたって知り得た個人情報及び秘密事項の取扱いについては、十分留意し、漏えい、紛失等の事故防止、その他適切な管理に努めることとする。このことについては、就業時間外及び本契約終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、別紙「情報取扱注意項目」を遵守すること。

11 その他

本業務仕様書に疑義が生じたとき又は仕様書に定めのない事項については、速やかに委託者と協議し、その指示を受けること。

IFCAA 2026 NAGOYA 会議等日程

日 時	令和8年5月27日(水)		令和8年5月28日(木)			令和8年5月29日(金)		
内 容	全国消防長会・協会	アジア消防長協会	全国消防長会・協会	アジア消防長協会	国際消防・防災展	全国消防長会・協会	アジア消防長協会	国際消防・防災展
場 所	ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋		御園座(ヒルトン名古屋)			御園座		
9:00								
9:30								
10:00			9:30～10:20 全消会／IFCAA／国際消防・防災展 合同開会式 50分					
10:30		10:00～ 開催地／本会 ごあいさつ			10:30～11:00 来賓・特別来賓を 防災展へ案内	10:00～11:00 国際消防・防災展 出展企業PR(海外参加者向け) 60分		
11:00		10:00～16:00 エクスカージョン①	10:30～12:00 総会(前半) 90分	10:30～14:00 エクスカージョン②		11:00～12:00 国際消防・防災展 視察 60分 ※海外参加者向け		
11:30								
12:00			12:00～13:00 昼食 60分		12:00～13:00 昼食会場にて 出展企業PR (国内向け)	12:00～13:00 昼食 60分	10:00～15:30 国際消防・防災展	
12:30								
13:00	13:00～14:00 運営連絡会 60分		13:00～13:50 総会(後半) 50分	10:30～17:00 国際消防・防災展	13:00～13:40 IFCAA 総会 40分			
13:30								
14:00	14:10～15:00 通常理事会 50分		14:00～15:30 消防職員意見発表会 90分		14:00～15:10 各国消防事情発表 70分			
14:30								
15:00								
15:30	15:10～16:10 常任理事会 60分					15:30～16:10 全消会／IFCAA／国際消防・防災展 合同閉会式 40分		
16:00			15:40～16:30 機器論文 表彰 50分	15:45～17:00 御園座・呈茶会				
16:30	16:20～17:10 IFCAA 理事会 50分		16:30～17:00 予防優良事例表彰 30分			16:30～17:10 合同記者会見 40分		
17:00								
17:30			17:10～17:40 意見発表会 表彰 30分					
18:00	17:30～19:00 意見交換会 90分							
18:30			18:00～19:30 合同意見交換会 90分 ※ヒルトン名古屋					
19:00								
19:30								
20:00	19:30～21:00 運営メンバー連絡会 90分							
20:30								
21:00								

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約によるIFCAA2026NAGOYA実行委員会の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た IFCAA2026NAGOYA 実行委員会の保有する情報（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の委託者の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、委託者の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、委託者の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

- 3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

（複写及び複製の禁止）

- 第7** 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、委託者の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

- 第8** 受託者は、委託者の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

- 2 受託者は、前項に規定する場合を除き、委託者の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

（情報の授受及び搬送）

- 第9** 委託者の保有する情報並びに委託者の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受

は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

- 2 受託者は、委託者の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起これないようにしなければならない。

（報告等）

- 第10** 受託者は、委託者が保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

- 2 受託者は、委託者の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

- 第11** 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

- 2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、名古屋市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

い。

- 3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
- 4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び委託者の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等）

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 委託者の保有する情報が漏えいし、名古屋市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

（特定個人情報に関する特則）

第13 受託者は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第 2条第 8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ委託者の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、委託者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

- 3 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 受託者は、前 3項に規定する事項のほか、番号利用法第 2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

※ 個人番号関係事務の場合は、「第 2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正する。

（電子情報の消去に関する特則）

第14 受託者は、委託者が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸をむ。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 受託者は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、委託者の確認

を受けなければならない。